

令和4年度常総市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、水田陸田面積に占める主食用米作付面積の割合は約58%、転作作物としては水田地帯で主に加工用米、飼料用米が作付され、陸田地帯では主に小麦・大豆・野菜等が作付されている。

年々、主食用米の需要が減少する中で、畑作物の導入が困難な水田部分においての飼料用米等の転作作物の作付拡大が課題である。また畑作物の作付に適している陸田部分においても、麦・大豆について、収量低下・品質のばらつきがあり、収量拡大・品質向上が課題である。

また、高齢化・後継者不足による農業者の減少が進んでおり、担い手への集積の促進も今後の安定的な農業経営のための課題となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

健康への配慮や食文化の変化による海外諸国での新規需要米の需要増加もあることから、各集荷業者と連携し、国内外の新たな市場への新規需要米の参入を図ることにより、新規需要米の価値の向上を進める。

また米粉用米や加工用米などは、主食用米と生産方法がほぼ同じであることから、米生産を専門とする生産者が栽培を始めやすいという利点がある。この利点を積極的にアピールすることにより、新規需要米への転換を推し進め、転作率と生産者の所得向上の両方を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当市は総面積の3分の1が水田となっており、主食用米の作付が多いため、主食用米の需要減とともに米価も伸び悩み、生産者の所得が低下傾向にある。このため、昨今需要が高まっている新規需要米への転換を促すことで、広大な田園地域の特色を生かしつつ、時代にあった水田利用を提案する。

また過去の作付の記録を元に、一定期間以上畑作物の生産に使用されている圃場を所有する生産者に対しては、畑地化を勧める等を行うことで、長期的に見た水田の有効利用を図る。

また水田の有効利用の1つであるブロックローテーションに関しては、大規模農家への農地集積化が進んでいないことや転作作物を主として大規模につくる団体が不在という問題点があるため体制を構築することは難しい。この解消のために担い手や大規模農家への農地集積を勧めていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

今後も主食用米の需要減が見込まれるが、品種、栽培履歴がはっきりしており、検査を受けたJ A米、安全安心米の生産・出荷の割合を増やし、消費者に信頼される米

づくりを推進することにより、米の主産地としての地位を確保する。また需要の多い業務用米の作付を拡大することで、多様化しているニーズに対応しながら、生産者の所得の安定化を図る。

（2）備蓄米

米の安定供給を図るため国が進める備蓄米制度については、割当数量に応じた出荷を推進することにより、制度に積極的に協力する。

（3）非主食用米

ア 飼料用米

主食用米と生産方法がほぼ同じであり、主食用米と作期分散が図れる飼料用米については、麦・大豆に続く重要な転作作物と位置づける。また、平成26年度からの数量払い制度の導入により生産者の意欲向上も期待できるため、今後は多収品種の導入、直播栽培、耕畜連携を推進し、生産費の低コスト化も図りつつ、生産拡大を図る。

イ 米粉用米

主食用米と生産方法が同じであり、かつ転作作物扱いになることに加え、グルテンフリー食品の原料としての需要も見込まれるため、生産者の所得増加にもつながる。加工用米同様集荷業者との連携強化により生産拡大を推し進める。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の需要減が見込まれる中、国内外の新市場を開拓し、米の新たな供給先を確保する取組みを支援する。

エ WCS用稻

WCS用稻は、地元畜産農家との連携推進や生産の低コスト化につながる直播栽培の普及、自家利用としての取組を推進することにより需要先を確保し、飼料自給率向上につながる取り組みとして需給バランスを考慮しつつ作付拡大を図る。

オ 加工用米

主食用米と生産方法が同じであり、かつ転作作物扱いになる加工用米は比較的小規模な米生産農家にとっては取り組みやすく、また需要も見込めることから、今後も集荷業者との連携を強化し系統出荷を中心に生産拡大を図る。

（4）麦、大豆、飼料作物

当市において、麦、大豆は、基幹となる畑作物であり、水田フル活用に向けた取り組みを推進する上でも欠くことのできない作物である。

今後は担い手への農地集積を図り、また品質、単収の向上を図ることで、需要を拡大し、更なる作付拡大を目指す。飼料作物は、地元畜産農家との連携及び自家利用としての取組を推進することにより需要先を確保し、飼料自給率向上につながる取り組みとして需給バランスを考慮しつつ作付拡大を図る。また、二毛作の推進により農地

利用率を向上させ農業経営の安定を図る。

(5) そば、なたね

当市において、「常陸秋そば」に取組んでいる生産者が現状では少なく、またなたねも同様の状況である。今後は栽培技術の向上を推進し品質の向上を図りつつ、需要動向を見ながら現行の栽培面積を維持する。また、二毛作の推進により農地利用率を向上させ農業経営の安定を図る。

(6) 地力増進作物

当市においてソルガム、れんげの地力増進作物の作付は非常に少ない。農地の安定した利用および生産性安定のため、今後はソルガム及びれんげを計画的に作付推進を図る。

(7) 高収益作物

高収益化が見込めるトマト、ハクサイ、ネギ、ホウレンソウ等の野菜や花き・花木・果樹が作付されており、今後も需要動向と適地適作を踏まえ、生産・出荷の安定のための取組みを推進する。なお、果樹の助成期間については新植、改植、品種の一挙更新が行われた年から4年間とする。その他、茶、たばこ、芝等の作付もされており、同様の取組みを推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	2,695	0	2,600	0	2,550	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	510	0	560	0	600	0
米粉用米	6	0	8	0	10	0
新市場開拓用米	10	0	12	0	15	0
WCS用稻	42	0	49	0	55	0
加工用米	30	0	32	0	35	0
麦	524	0	528	0	530	0
大豆	62	45	70	45	80	45
飼料作物	33	19	38	19	44	19
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	1	1	5	5	10	10
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	1	0	2	0	3	0
高収益作物	50	0	55	0	65	0
・野菜	45	0	50	0	60	0
・花き・花木	3	0	3	0	3	0
・果樹	1	0	1	0	1	0
・その他の高収益作物	1	0	1	0	1	0
その他	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
畠地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	麦・大豆	麦・大豆の集積化生産支援	担い手による作付面積の拡大(ha)	(2021年度) 539 ha	(2022年度) 545 ha
					(2023年度) 550 ha
2	野菜・花き・花木・果樹・その他（茶・たばこ・ウコン（薬草）・芝・ごま）	野菜等の高収益作物への取組支援	高収益作物の作付面積の拡大(ha)	(2021年度) 49 ha	(2022年度) 61 ha
					(2023年度) 64 ha
3・4・5	飼料作物・飼料用米・WCS用稻	耕畜連携（わら利用、水田放牧、資源循環）への取組支援	耕畜連携の取組の面積拡大(ha)	(2021年度) 88 ha	(2022年度) 94 ha
					(2023年度) 100 ha
6	大豆・飼料作物・そば	二毛作への取組支援	対象作物の二毛作面積の拡大(ha)	(2021年度) 63 ha	(2022年度) 73 ha
					(2023年度) 78 ha
7	飼料用米・WCS用稻	新規需要米直播栽培への取組支援	直播栽培による作付面積の拡大(ha)	(2021年度) 15 ha	(2022年度) 30 ha
					(2023年度) 35 ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:常総市農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦・大豆の集積化生産支援	1	2,800	麦・大豆	基幹作と二毛作を合わせて1ha以上の集積した耕地に作付
2	野菜等の高収益作物への取組支援	1	5,600	野菜・花き・花木・果樹・その他(茶・たばこ・ウコン(薬草)・芝・ごま)	対象作物を生産収穫し、販売を行う取組
3	耕畜連携(わら利用)への取組支援	3	8,000	飼料用米	当該年度におけるわら専用稻及び飼料用米の作付が行われる水田であること、また飼料用米は温湯種子消毒、堆肥施用等のいずれか1つに取組むこと。
	耕畜連携(わら利用)への取組支援	4	8,000	飼料用米	当該年度におけるわら専用稻及び飼料用米の作付が行われる水田であること、また飼料用米は温湯種子消毒、堆肥施用等のいずれか1つに取組むこと。
4	耕畜連携(水田放牧)への取組支援	3	8,000	飼料作物	当該年度における放牧の取組であること等
	耕畜連携(水田放牧)への取組支援	4	8,000	飼料作物	当該年度における放牧の取組であること等
5	耕畜連携(資源循環)への取組支援	3	8,000	飼料作物、WCS用稻	当該年度における堆肥の散布の取組であること等
	耕畜連携(資源循環)への取組支援	4	8,000	飼料作物、WCS用稻	当該年度における堆肥の散布の取組であること等
6	二毛作への取組支援	2	8,000	大豆、飼料作物、そば	対象作物を二毛作により作付け
7	新規需要米直播栽培への取組支援	1	7,500	飼料用米、WCS用稻	対象作物を直播栽培により生産・収穫・販売

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

高収益作物助成の交付対象作物

※同一のほ場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。

※二毛作で作付けされたものを除く。

※助成対象となる作物は、2022年度(2022年4月～2023年3月)産のものとする。

○野菜

ハーブ類、種苗類を含む野菜全般

○花き・花木

鉢物類、花壇用苗物、種苗類を含む花き・花木全般

○果樹

果樹全般

※果樹については、令和元年度から当該品目についての新植、改植、品種の一挙更新を目的とした接ぎ木した水田とする。

○その他

茶、たばこ、ウコン(薬草)、芝、ごま

具体的要件

1. わら利用

○助成対象者

わら専用稻又は飼料用米を生産する販売農家・集落営農で市内に在住する者。

○取組要件

- ①当年産において、わら専用稻及び飼料用米の作付が行われる水田であること。
- ②そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稻の作付であること。
- ③刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定書に定める時期としていること。
- ④実需者との間で出荷・販売契約を締結していること。
- ⑤実需者との間に別表1「利用供給協定に含まれるべき事項」を含んだ3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結していること。ただし、自家利用の場合には自家利用計画を策定すること。

わら利用の飼料用米については、以下のいずれか1つに取り組むものとする。

取組条件の詳細

取組条件	具体的な内容	確認書類等	
コスト低減のための取組	直播栽培	・作業日誌 ・作業写真 ・専用機械の所有	
	温湯種子消毒	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票	
	【施肥の低コスト化】 堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。ただし、地力増進法において土壤改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚力ス、ダイズカス、ナタネカス等は含まれない。	・作業日誌 ・購入伝票
	【施肥の低コスト化】 側条施肥	田植作業と同時に稻の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真 ・専用機械の所有
	【施肥の低コスト化】 育苗箱全量施肥	水稻の育苗箱内に、本田期間中の肥料をあらかじめ施用する技術。	・作業日誌 ・購入伝票
	【施肥の低コスト化】 低成分肥料施肥	土壤診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
	疎植栽培	50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安(例) あきたこまち：出穂後30～35日 コシヒカリ：出穂後35～40日	・作業日誌(慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。)
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。不耕起田植機械が必要。	・作業日誌 ・作業写真 ・専用機械の所有
	ばら出荷 (自家利用でのばら管理含む。)	紙袋でなく計量器を伴う大容量によるばら出荷を行うこと。または、自家利用での作業の効率化のためにばらでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・作業写真 ・専用機械の所有
連坦化	概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図	
共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用	共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細	

組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿
人・農地プランに掲げられた扱い手で農地を集積していること	各地域における農業の扱い手で農地の集積をしていること。		・人・農地プラン ・営農計画書

2. 水田放牧

○助成対象者

飼料作物を作付する販売農家・集落営農で市内に在住する者。

○取組要件

- ①当該年度における放牧の取組であること。
- ②1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算において育成牛2頭あたり成牛1頭とする。
- ③対象牛は、おおむね24か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛であること。
- ④地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1ha当たり延べ放牧頭数が180頭日以上であること。
- ⑤実需者との間に別表1「利用供給協定に含まれるべき事項」を含んだ3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結していること。ただし、自家利用の場合には自家利用計画を策定すること。

3. 資源循環

○助成対象者

粗飼料作物等(別表2)を作付する販売農家・集落営農に在住する者。

○取組要件

- ①当該年度における堆肥の散布の取組であること。
- ②散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
- ③堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けたものであること。
- ④同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。
- ⑤堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m³以上であること。
- ⑥別表1「利用供給協定に含まれるべき事項」を含んだ3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結すること。ただし、自家利用の場合には自家利用計画を策定すること。

別表1 利用供給協定に含まれるべき事項**1 わら利用**

- (1)取組の内容
- (2)わらを生産する者
- (3)わらを収集する者
- (4)わらを利用する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)その他必要な事項

2 水田放牧

- (1)取組の内容
- (2)飼料作物を生産する者
- (3)牛群を管理する者
- (4)ほ場の場所及び面積
- (5)牛の入退牧の時期及び放牧頭数
- (6)利用供給協定締結期間
- (7)水田放牧の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (8)その他必要な事項

3 資源循環

- (1)取組の内容
- (2)供給される飼料作物の種類
- (3)飼料作物を生産する者
- (4)堆肥を散布する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7)堆肥の散布時期及び量
- (8)利用供給協定締結期間
- (9)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (10)その他必要な事項

別表2 粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稻、WCS用稻、わら専用稻、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズプロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

※上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限ります。